

令和 7 年度 群馬産業技術センター

公募型共同研究事業

- (1) I o T ・ A I ・ V R 技術
- (2) 次世代自動車
- (3) グリーンイノベーション関係
- (4) 健康・医療
- (5) ぐんまブランド力の向上に資するもの
- (6) その他成長分野

ー 募集案内 ー

○ 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 1 8 日（金） 1 7 時（必着）

○ 問合せ・申請先

群馬産業技術センター 企画管理係

所在地：前橋市亀里町 8 8 4 番地 1

電 話：0 2 7－2 9 0－3 0 3 0（代表）

F A X：0 2 7－2 9 0－3 0 4 0

U R L：<https://www.tec-lab.pref.gunma.jp>

1. 事業の概要

公募型共同研究事業は、県内の中小企業者等から研究テーマ（製品開発テーマ等）を公募して、地域企業の付加価値創出を目指し、企業と産業技術センターの技術的な得意分野を持ち寄って、また、経費を出し合うことにより、共同して製品開発や新技術開発に取り組む制度です。

- ※ 研究テーマ(製品開発テーマ等)は、企業からの提案になります。
- ※ 産業技術センターで対応できる研究テーマが対象です。
- ※ 付加価値とは、企業による事業の結果として生み出された製品・サービスなどの価値の中で、それぞれの会社がその活動自体から生み出し、付け加えた価値のこと。

2. 対象事業者

県内に主たる事業所を有する中小企業者等(※)又は中小企業者で構成される団体等

※ 中小企業者とは

業 種	資本金 ・ 従業員
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(以下の業種を除く)	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小 売 業	5千万円以下又は 50人以下

※ 申請資格についての注意点

- ・ 公募型共同研究事業への申請は、同一年度内で1回に限ります。
- ・ 同一または類似の開発テーマについて、群馬県が実施する他の助成制度と併願申請し、両方採択となった場合いずれかを辞退していただきます。また、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度(補助金・委託費等)に申請中または申請予定の場合、併願申請は可能ですが、両方採択となった場合いずれかを辞退していただくことがあります。
- ・ 中小企業者等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないことが条件となります。

3. 事業の特徴

企業から研究テーマ（製品開発テーマ等）を募集し、企業と県が原則50%ずつ経費を負担して、共同研究を実施します。

事業の目標は、地域企業の付加価値創出を目指した、「製品サンプルの完成」や「新技術の開発」になります。

※ 付加価値とは、企業による事業の結果として生み出された製品・サービスなどの価値の中で、それぞれの会社がその活動自体から生み出し、付け加えた価値のこと。

4. 対象となる研究分野

（1）IoT・AI・VR技術

IOT・AI・VR技術を活用し、生産性向上を図ることを目的とした研究開発

（2）次世代自動車

電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車等、環境性能に優れた車両の普及における諸課題の解決のための研究開発

（3）グリーンイノベーション関係

太陽光発電、小水力発電、バイオマス燃料等の新エネルギー技術や燃料電池自動車、水素ステーションなどの省エネ・低炭素化技術に関連する研究開発

（4）健康・医療

健康・医療分野に関連する精密加工、エレクトロニクスなどの技術開発、または高機能性食品などの付加価値の高い食品開発、技術開発

（5）ぐんまブランド力の向上に資するもの

群馬県産農畜産物やその加工品等の付加価値向上や他産地品との差別化を図り、競争優位性を高めるための研究開発

（6）その他成長分野

成長中あるいは今後成長の見込める分野において、各企業のニーズに合わせた幅広い研究開発

※ 事業の対象とならないテーマ

- ・ 企業単独で実施可能であり産業技術センターとの共同研究を必要としないもの
- ・ 産業技術センターで対応することが困難なもの
- ・ 目標が製品サンプルの完成や新技術の開発でない研究内容のものなど

5. 研究経費

(1) 負担割合及び上限額

- 研究経費の負担割合は、企業と県とで50%ずつになります。
- 研究経費の上限は400万円です。
(上限額は、企業負担額：200万円、県負担額：200万円)

(2) 取扱い等

- 事業実施に当たっては、研究経費の企業負担額を県に納入していただきます。
- 企業からの負担金と県の負担分を合計した研究経費について、全て産業技術センターで責任をもって管理し、経費の支払い及び精算等を行います。
- 研究経費で取得した物品は、原則として県所有となりますが、作成した試作品等は、共同研究企業の希望に沿って、研究期間内に限り、貸与等を行います。

(3) 対象経費

費 目	内 容 等
①原材料費	・生産のために使用する加工用材料の購入に要する経費
②機械装置・ 工具器具費	・研究開発（試験研究、分析、計測、加工など）に必要となる機械装置・工具器具等の購入に要する経費
③消耗品費	・研究開発に必要となる物品・資材等の購入に要する経費で、 ①原材料費と②機械装置・工具器具費に属さないもの
④外注加工費	・研究開発に必要となる部品や製品サンプル等の加工に要する経費で、センター及び共同研究企業での対応が不可能なもの
⑤技術指導 受入費	・大学等の外部機関との連携により技術指導を受け入れるために要する経費（原則として、大学、高専、公設試等に限る。）
⑥旅費	・研究開発に必要となるセンター職員の出張に要する経費
⑦共回事務費	・研究開発に必要な事務経費（研究経費の総額の5%を共回事務費とさせていただきます。）
⑧その他経費	・その他に、センター所長が特に必要と認める経費

※④と⑤をあわせた額は、研究経費総額の1/2以内とします。

6. 申請手続き

(1) 募集期間

- 令和7年4月1日（火）～4月18日（金）17時（必着）
※郵送での受付は行いませんので、産業技術センターまで持参してください。

(2) 申請書の提出先

- 所定の申請書（産業技術センターのホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、産業技術センター企画管理係へご提出ください。
URL：<https://www.tec-lab.pref.gunma.jp/>

(3) 提出書類

- ・ 以下の①～⑥の申請書類を、各 1 部提出してください

◆事業実施申請書

- ① 公募型共同研究事業実施申請書 [様式 1]
- ② 公募型共同研究計画書 (申請) [別紙 1]
- ③ 公募型共同研究経費計算書 (申請・概算) [別紙 2]

◆添付書類

- ④ 履歴事項全部証明書 (3 カ月以内発行のもの、写し可)
※個人事業主の場合、住民票 (マイナンバーが記載されていないもの)
(3 カ月以内発行のもの、写し可)
- ⑤ 決算書 (直近 1 期分、半期決算の場合は 2 期分)
※個人事業主の場合、所得税申告書の写し
- ⑥ 県税の納税証明書 (3 カ月以内に発行されたもの)
※県税の滞納がないことを証明する書類 (県内の県税事務所にて発行)

(4) 審査及び採択日程

○現地調査 (5 月)

- ・ 申請内容確認のため、現地調査を行います。
- ・ 提出された申請書にある住所と異なる事業所 (工場等) での調査を希望される場合には、日程確認の際に申し出てください。

○審査会 (6 月)

- ・ 外部審査員による審査会を行います。
- ・ 審査会では、提出課題ごとにプレゼンテーションを行っていただきます。発表者は、共同研究を行うセンター担当職員でも構いません。
- ・ 近年の採択実績により、審査会の合計点に以下の加点をします。

昨年度に採択あり	+ 0
2 年前に採択あり	× 1 . 0 2
3 年前に採択あり	× 1 . 0 5
4 年前に採択あり	× 1 . 1
それ以外	× 1 . 2

○採択 (6 月)

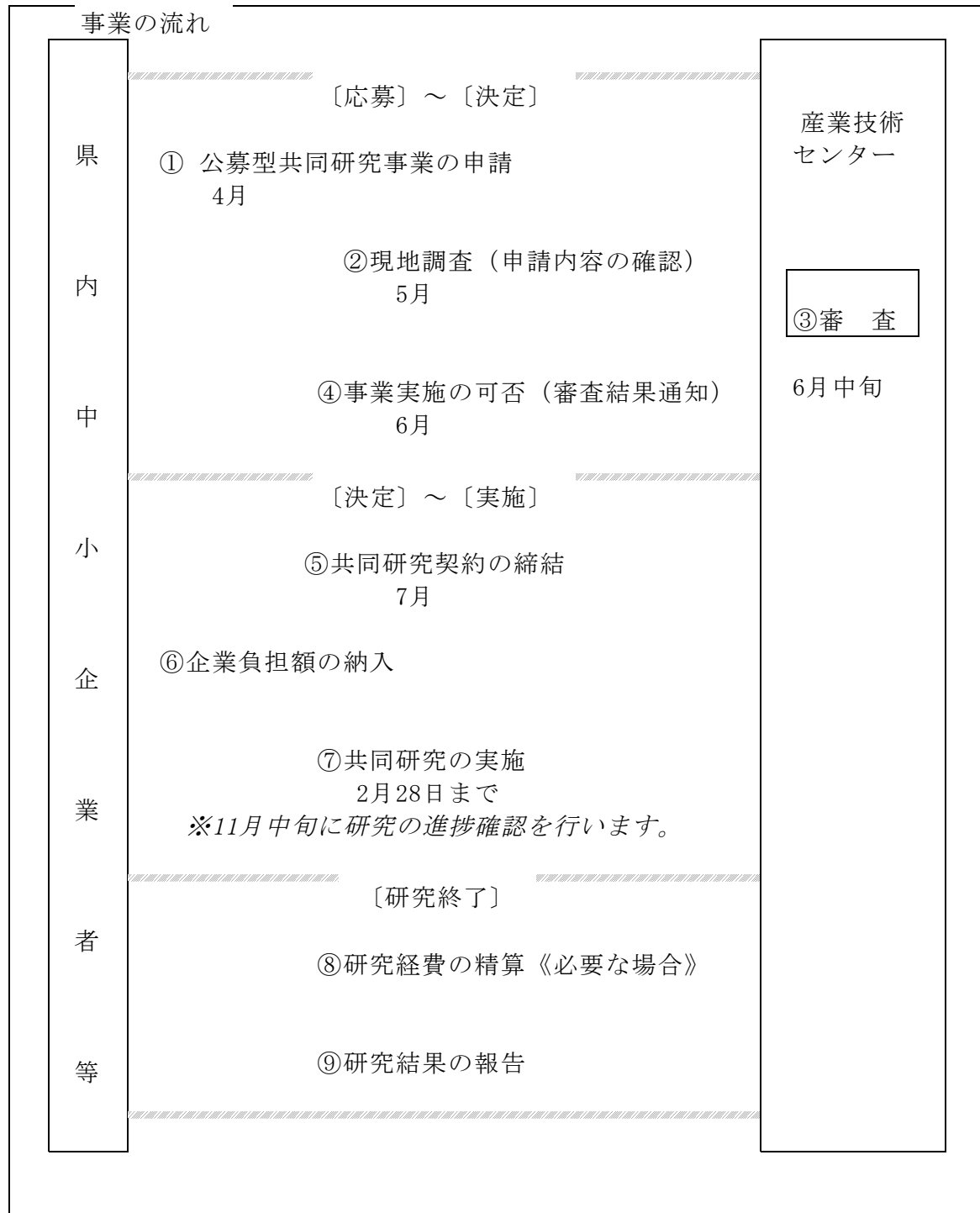
- ・ 審査会終了後、書面にて採択結果を通知いたします。

○契約 (採択事業者決定後)

- ・ 採択通知後に研究経費の再確認を行います。
- ・ 経費の確認後、契約手続を行います。

※記載されている日程は前後する可能性があります。詳細日程は、申請書提出後に個別に連絡いたします。

7. 事業の流れ



※ 審査のポイント

事業実施の審査に当たって、以下のようなポイントで審査を行います。

- ・ 研究内容・手法・体制の妥当性
- ・ 製品化・試作化の実現可能性
- ・ 産業技術センターと共同研究する意義 など

8. 主な留意事項

(1) 採択企業の公表

- ・ 採択となった場合には、研究事業決定企業として、企業名、代表者名、所在地及び研究テーマなどについて、報道機関への発表や県ホームページ掲載等により公表しますので御承知おきください。

(2) 企業負担額の納入時期

- ・ 共同研究契約を締結した後、企業負担額を納入していただきます。
- ・ 採択となった企業には、別添様式「公募型共同研究事業実施契約書」により産業技術センターと契約していただくことになります。あらかじめ御承知おきください。

(3) 研究経費の精算

- ・ 共同研究の終了後、研究経費の精算を行います。
- ・ 精算の結果、企業の負担すべき額が既に納入した研究経費に満たないときは、その差額を返還します。

(4) 成果の公表

- ・ 共同研究の成果を公表するときは、お互いの同意を必要とします。
- ・ お互いの同意が得られた共同研究の成果は、産業技術センターから各報道機関へ報道提供を行う場合があります。事前に報道提供時期・内容等を相談しますが、あらかじめ御承知おきください。

(5) 取得した物の所有権

- ・ 本事業に基づく研究経費を執行して取得した物品の所有権は、経費の負担割合にかかわらず全て産業技術センター（県）に帰属します。
- ・ ただし、研究経費で取得した物品は、原則として県所有となりますが、作成した試作品等は、共同研究企業の希望に沿って、研究期間内に限り、貸与等を行います。

(6) 特許等の取扱（出願、実施等）

- ・ 本共同研究に基づく発明、考案等に関して、特許等の出願、実施等に当たっては、別途共同出願契約や実施許諾契約を締結して行います。

※ 具体的な研究テーマ（製品開発テーマ等）をお持ちの方は、事前に、産業技術センターまでご相談ください。

※ 産業技術センターにおける研究や技術分野については、下記ホームページを参考にしてください。
不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

- ・ センターの研究テーマ
<https://www.tec-lab.pref.gunma.jp>

【契約様式】

公募型共同研究事業実施契約書

群馬県立産業技術センター公募型共同研究事業実施要綱（以下「要綱」）第5条に基づき、群馬産業技術センター（以下、「甲」という。）と株式会社〇〇（以下、「乙」という。）との間に、次のとおり公募型共同研究事業実施契約を締結する。

(開発研究の内容)

第1条 甲と乙は、次の内容の共同研究を実施するものとする。

(１) 研究課題名	
(２) 研究目的及び 研究内容	別紙研究計画書のとおり
(３) 研究に要する 経費	金 円
(４) 研究期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(研究経費の納付)

第2条 乙は、共同研究を行うための費用（以下「研究経費」という。）の総額である金_____円に1／2を乗じて得た額を負担することとし、契約締結後、納入通知書により指定する日までに金_____円を県に支払うものとする。

2 研究経費は、「群馬県財務規則」（平成3年群馬県規則第18号）等県の諸規定に基づき、甲が支出を執り行う。

(研究経費の不還付)

第3条 乙は、前条の規定により納付した研究経費を乙が期待した成果が得られなかったという理由で甲に負担額の返還を要求しないものとする。

(共同研究の中止)

第4条 甲は、天災その他やむを得ない事由により、本共同研究の継続が困難となったときは、本共同研究を中止することができる。

(契約の解除)

第5条 甲は、次の各号に該当する事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は乙の企業等の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(2) 乙が、甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して既納の研究経費を返還しないものとする。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第6条 乙は、乙又は本契約に係る下請け契約者等の相手方が甲との契約に係る業務の遂行に当たって暴力団又は暴力団員等からの不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅延なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(研究経費の精算)

第7条 甲は、本共同研究を終了したとき、または第4条により本共同研究を中止したときは、遅滞なく研究経費の精算を行い、精算額が既に乙が納入した研究経費に満たないときは、速やかにその差額を乙に返還するものとする。

(共同研究結果の報告)

第8条 本共同研究を終了し、若しくは中止し、または契約を解除したとき、甲は速やかに公募型共同研究事業実施報告書を作成して、乙に報告する。

(成果の公表)

第9条 甲または乙が、本共同研究の成果を公表するときは、それぞれ乙または甲の同意を必要とする。

(取得した物の所有権)

第10条 本契約に基づく研究経費を執行して取得した物の所有権は、経費の負担割合にかかわらず全て甲に帰属する。乙が研究のために試作品等の貸付等を希望する場合には、研究実施年度の2月末日までに返却することを条件に、貸付等を行うことができる。

(特許出願)

第11条 共同研究の結果、それぞれ甲又は乙に属する研究員が共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、群馬県（以下「県」という。）及び乙は共同して行うものとする。ただし、県又は乙の一方が当該発明に係る特許を受ける権利を他方に譲渡した場合又は放棄した場合は、県又は乙の他方の当事者が独自に出願することができる。

2 県及び乙は、前項の共同出願を行おうとするときは、共同出願契約を締結しなければならない。

3 県及び乙は、それぞれに属する研究員が共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、事前にも乙又は県の同意を得るものとする。

(独占的通常実施権)

第12条 県は、当該共同研究の結果、技術上の成果に関する発明であって、県に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（前条により県又は乙が単独で特許出願したものを除く。以下「県に承継された特許権」という。）に係る発明を、乙又は乙の指定する者に限り、当該特許出願の日から3年間を超えない範囲において独占的に実施させることができる。

2 県は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する独占的実施の期間（以下「独占的实施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、原則として、独占的実施期間の更新を許諾する。ただし、更新する期間については、3年を超えないものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第13条 県は、乙又は乙の指定する者が県に承継された特許権に係わる発明を、前条の規定による独占的実施期間中にその第2年以降において正当な理由がなく実施しないときは、乙又は乙が指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該発明の実施を許諾することができる。

2 前条の規定により乙又は乙の指定する者に独占的実施権を付与した場合において、当該独占的実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、あらかじめ乙に通知することにより独占的実施期間中においても第三者に対し当該権利に係る発明の実施を許諾することができる。

3 県は、第1項及び第2項の規定により第三者に対し共有特許権等に係る発明の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定に係わらず、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(実施料)

第14条 乙又は乙の指定する者は、県に承継された特許権等に係る発明を実施しようとするときは、別に実施契約を定め、実施料を県に支払わなければならない。

2 共有特許権について乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び乙に配分するものとする。

(特許料等)

第15条 共有特許権に関する出願料、出願審査請求料及び特許料等については、原則として乙が負担するものとする。

(秘密保持)

第16条 甲及び乙は、本研究の実施にあたり、相手方から開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上の秘密情報について、研究担当者以外に開示又は漏洩してはならない。但し、本契約締結前にすでに有していた知識、又は公知の事実並びに第三者から正当に知り得た事実についてはこの限りではない。

(準用)

第17条 第10条から第14条までの規定は、実用新案権及び実用新案を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第18条 この契約で定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 前橋市亀里町884-1

機関名 群馬県立群馬産業技術センター

氏名 所長 ○○○○ 印

(乙) 所在地

法人名

代表者 印

【記載例(1)】

様式 1

公募型共同研究事業実施申請書

令和 年 月 日

群馬県立群馬産業技術センター所長 あて

所在地：前橋市〇〇町〇〇〇-〇
法人名：株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表者：代表取締役 〇〇〇〇
TEL：027-〇〇〇-〇〇〇〇

群馬県立産業技術センター公募型共同研究事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の研究を実施したいので申請します。

なお、自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しないことを誓約します。このことに関して必要な場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 研究課題名	〇〇〇〇〇〇〇〇の開発
2 研究経費概算	4,000,000円

添付書類

別紙1 公募型共同研究計画書（申請）

別紙2 公募型共同研究経費計算書（申請・概算）

【記載例(2)】

別紙 1

公募型共同研究計画書（申請）

研究課題名	〇〇〇〇〇〇〇の開発		
申請者	株式会社〇〇〇〇〇〇 所在地 前橋市〇〇町〇〇〇-〇 資本金 1, 000万円 従業員数 50人 事業内容 〇〇〇業 創業年月 昭和〇〇年〇月 申請責任者・連絡先 TEL027-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇〇〇		
名 称			
所 在 地			
資 本 金			
従業員数			
事業内容			
創業年月			
申請責任者・連絡先			
研究テーマの分野 ※当てはまる研究テーマの分野を選択	☐ I o T ・ A I ・ V R 技術 ☐ 次世代自動車 ☐ グリーンイノベーション関係 ☐ 健康・医療 ☐ ぐんまブランド力の向上に資するもの ☐ その他成長分野		
研究の目的	※研究テーマの目的を簡潔に記入		
研究内容（研究項目）と到達目標 （研究内容） ※開発製品概要・研究課題・具体的な開発内容などを項目化して記入 （到達目標） ※項目ごとに到達目標を記入			
申請者の研究体制		氏 名	部署役職名
※センター職員以外の研究参画予定者を全て記載	主任研究者	〇〇 〇〇	△△△部 ××××
	開発参加者	〇〇 〇〇	△△△部 ××
共同研究希望理由	（理由） ※共同研究を希望する理由を記入 （希望共同研究者） ※具体的に氏名を記入 氏名が不明な場合は、希望する分野の研究者を記入		
事前調査又は 現在までの研究状況	※今回の研究にあたって行った事前調査や検討内容を記入 ex. 市場規模、従来製品との差異（優位性）等		
先行関連特許等	※今回の研究に係る先行特許の状況を記入		
その他	※他の補助金への併願申請状況等を記入		

【記載例(3)】

別紙 2

公募型共同研究経費計算書（申請・概算）

申請者	株式会社〇〇〇〇〇〇
研究課題名	〇〇〇〇〇〇〇の開発

区 分	経費（千円）	積 算 内 訳
原材料費	1, 0 0 0	〇〇の生産に使用する加工用材料費 原料米 1, 000, 000円 ※生産のために使用する加工用材料の購入経費
機械装置・ 工具器具費	1, 4 0 0	〇〇測定用機器 1, 400, 000円 ※共同研究に必要な機器装置・工具器具等の購入経費
消耗品費	8 0 0	研究用〇〇試薬 400, 000円 研究用〇〇材 200, 000円 ガラス容器 200, 000円 ※原材料、機械装置・工具器具に属さないもの
外注加工費（※）	6 0 0	〇〇の加工費 600, 000円 ※製品サンプル等の加工を外注する場合の経費
技術指導受入費 （※）		※外部機関から技術指導を受け入れるための経費
旅 費		※共同研究に必要となる出張旅費
その他経費		※その他、共同研究に必要な経費で、センター所長が特に認めるもの
共回事務経費	2 0 0	事務経費 ※共同研究に必要な事務経費で、研究経費合計額（A）の5％を計上
研究経費合計額 （A）	4, 0 0 0千円	
企業負担額	2, 0 0 0千円＝（A）×1／2	

※外注加工費と技術指導受入費の合計が研究経費合計（A）の1／2以内となるよう計上してください。

※各区分とも概算経費の内訳がわかるように、積算内訳を記入

※経費計算書（申請・概算）は、申請の段階で必要と想定される経費の概算を記入
なお、実際の経費は、採択が決定した際に、再度相談し、決定します。

公募型共同研究事業実施申請書

令和 年 月 日

群馬県立群馬産業技術センター所長 あて

所在地：
法人名：
代表者：
TEL：

群馬県立産業技術センター公募型共同研究事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記の研究を実施したいので申請します。

なお、自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しないことを誓約します。このことに関して必要な場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 研究課題名	
2 研究経費概算	

添付書類

別紙 1 公募型共同研究計画書（申請）

別紙 2 公募型共同研究経費計算書（申請・概算）

公募型共同研究計画書（申請）

研究課題名			
申請者			
名 称			
所 在 地			
資 本 金			
従業員数			
事業内容			
創業年月			
申請責任者・連絡先			
研究テーマの分野	☐ I o T ・ A I ・ V R 技術 ☐ 次世代自動車 ☐ グリーンイノベーション関係 ☐ 健康・医療 ☐ ぐんまブランド力の向上に資するもの ☐ その他成長分野		
研究の目的			
研究内容（研究項目）と到達目標 （研究内容） （到達目標）			
申請者の研究体制		氏 名	部署役職名
※センター職員以外の研究参画予定者を全て記載	主任研究者		
	開発参加者		
共同研究希望理由	（理由） （希望共同研究者）		
事前調査又は現在までの研究状況			
先行関連特許等			
その他			

公募型共同研究経費計算書（申請・概算）

申 請 者	
研究課題名	

区 分	経費（千円）	積 算 内 訳
原材料費		
機械装置・工具 器具費		
消耗品費		
外注加工費（※）		
技術指導受入費 （※）		
旅 費		
その他経費		
共通事務経費		事務経費 （研究経費合計額（A）の5％）
研究経費合計額 （A）	千円	
企業負担額	千円＝（A）×1／2	

※外注加工費と技術指導受入費の合計が研究経費合計（A）の1／2以内となるよう計上してください。